

○神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の在宅  
勤務等手当等に関する規則

(令和6年3月26日)  
(規則 第2号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の給与に関する条例（平成23年条例第17号。以下「給与条例」という。）第16条の2に規定する在宅勤務等手当及び神奈川県町村情報システム共同事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第1号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第15条の2に規定する在宅勤務等に係る報酬（以下「在宅勤務等報酬」という。）の支給について、定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

**第2条** 給与条例第16条の2第1項及び会計年度任用職員給与条例第15条の2第1項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を含む。以下同じ。）の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として管理者が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

**第3条** 給与条例第16条の2第1項及び会計年度任用職員給与条例第15条の2第1項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成23年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第6条に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間又は同条例第24条第1項に規定する時間外勤務代休時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間（1日の正規の勤務時間の全てに及ぶ場合に限る。）

(1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

**第4条** 給与条例第16条の2第1項及び会計年度任用職員給与条例第15条の2第1項の規則で定める期間は、3箇月とする。

(支給対象職員)

**第5条** 給与条例第16条の2第1項及び会計年度任用職員給与条例第15条の2第

1項に規定する規則で定める職員は、あらかじめ同項に規定する勤務を命ぜられた職員とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、その期間中、在宅勤務等手当又は在宅勤務等報酬は支給しない。

- (1) 地方公務員法第29条の規定に基づき停職にされた場合
- (2) 地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている場合
- (3) 地方公務員法第26条の5の規定により自己啓発等休業をしている場合
- (4) 地方公務員法第26条の6の規定により配偶者同行休業をしている場合  
(確認)

**第6条** 管理者は、在宅勤務等手当又は在宅勤務等報酬を支給する場合において必要と認めるときは、給与条例第16条の2第1項及び会計年度任用職員給与条例第15条の2第1項に規定する勤務(以下この条において「在宅勤務等」という。)を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

- 2 管理者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。  
(支給日等)

**第7条** 在宅勤務等手当及び在宅勤務等報酬は、当月分を翌月の給料及び報酬の支給日に支給する。

- 2 在宅勤務等手当又は在宅勤務等報酬の支給日前において退職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当は当該離職し、又は死亡した日以後速やかに支給する。
- 3 在宅勤務等手当又は在宅勤務等報酬を支給する場合には、職員ごとに在宅勤務等手当等支給調書(別紙様式)を作成し、保管するものとする。  
(支給期間等)

**第8条** 職員が新たに給与条例第16条の2第1項又は会計年度任用職員給与条例第15条の2第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当又は在宅勤務等報酬を支給する。ただし、在宅勤務等手当又は在宅勤務等報酬を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当又は在宅勤務等報酬を支給しない。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当の特例)

**第9条** 給与条例第18条の2に規定する規則で定めるところにより計算した額は、在宅勤務等手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の時間外勤務手当に関する規則(平成23年規則第10号。以下「時間外勤務手当規則」という。)第3条に規定する時間を減じたもので除して得た額を基礎として、給与条例第17

条及び時間外勤務手当規則第2条、給与条例第18条第2項及び神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の休日勤務手当に関する規則（平成23年規則第11号）第2条の規定により計算した額とする。

（雑則）

**第10条** この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当及び在宅勤務等報酬に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。